株主各位

東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地高 島 株 式 会 社代表取締役社長 高 島 幸 一

第132回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第132回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し あげます。

書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日(水曜日)営業時間終了の時(午後5時)までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年6月25日(木曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル 当社本店12階会議室
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第132期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第132期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類の内容報告 の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第3号議案 取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。) に対する利益 連動金銭報酬制度の改定の件

第4号議案 取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)に対する譲渡 制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行 使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.tak.co.jp/) におきまして、修正後の事項を掲載させていただきます。
- 3. 節電対策として、会場内の室温を高めに設定いたしますので、株主の皆様におかれましては、 軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

<新型コロナウイルス感染症への対応につきまして>

多くの株主様が集まる株主総会は新型コロナウイルスへの集団感染のリスクがございます。株 主の皆様におかれましては、可能な限り議決権行使書のご返送により事前に議決権をご行使いた だき、当日のご来場を見合わせていただくことをご検討くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を確認の上、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願いいたします。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tak.co.jp/)におきまして、お知らせいたします。

事 業 報 告

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日)におけるわが国の経済環境は、第3四半期までは緩やかな回復基調が続いていると見られていたものの、第4四半期に入って以降、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあると見られます。感染症の影響により個人消費は急速に減少し、輸出、生産は減少しており、企業収益についても急激に悪化しております。先行きについては、感染症の影響が長期に亘り極めて厳しい状況が続くと見込まれ、感染症が国内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分に注意する必要があり、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社事業に関連する市場のうち、建設関連市場は、感染症の影響は当連結会計年度では影響が軽微と見られます。一方で、太陽エネルギー関連市場は、固定買取価格の引き下げなどの影響により、当連結会計期間を通して低調に推移しております。また電子機器関連市場は世界的に低調に推移し、アパレル市場も低調に推移いたしました。

このような環境の下、当社グループでは各分野において売上確保を図り、全体として売上、営業利益は横ばいとなりました。一方、円高による為替差損が発生した結果、経常利益は減少しました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前会計年度に計上された保有賃貸用不動産及び保有有価証券の売却益はなく、また、当社連結子会社小野産業株式会社(現 タクセル株式会社)における2019年1月に発生した火災事故からの復旧過程で当期に発生した費用計上と火災保険金受領による特別利益計上の影響、および当社連結子会社シーエルエス株式会社における2020年3月に発生した近隣工場火災から延焼した外部委託倉庫の火災事故の影響による特別損失、および海外子会社の固定資産減損による特別損失の計上を加味し、増加いたしました。なお、第3四半期より株式会社レストが連結対象となり、売上、利益に寄与しております。

この結果、当社グループにおける売上高は、88,799百万円(前連結会計年度比0.8%減)、営業利益は1,713百万円(同1.8%増)、経常利益は1,784百万円(同3.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,237百万円(同10.3%増)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(単位:百万円)

セグメン	期 別 セグメント別		期 別 第132期 (2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)		(2019年4月1日から)	第131期 (2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)	伸び率 (%)
建				材	51, 133	51, 064	0.1
産	業		資	材	37, 373	38, 177	△2.1
賃	貸	不	動	産	292	316	△7.5
	合		計		88, 799	89, 557	△0.8

- (注) 1. 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。
 - 2. 伸び率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

当連結会計年度のセグメント別の営業概況は、次のとおりであります。

建材 (売上高伸び率0.1%)

建設資材関連分野におきましては、市場が堅調に推移しており前年並みの売上を確保いたしました。太陽エネルギー関連分野における売上減少を、建設資材関連分野で堅調な市場需要をとりこんだ売上増加にて賄い、建材セグメント全体としては前年並みのセグメント売上を確保しましたが、太陽エネルギー関連分野における厳しい競争環境の影響によりセグメント利益は減少となりました。

産業資材 (売上高伸び率△2.1%)

繊維関連分野におきまして、アパレル市場の低迷により売上が減少しましたが、電子部品関連分野では低迷する市場環境においても個別顧客の需要を着実に取り込み、売上を確保しました。繊維関連分野等での売上減少を電子部品関連分野での売上増加にて賄いましたが、産業資材セグメント全体ではセグメント売上が減少しました。一方で各分野において利益確保に努めた結果、セグメント利益は増加いたしました。

賃貸不動産(売上高伸び率△7.5%)

昨年度実施した保有賃貸不動産の売却の影響などにより、セグメント売上、セグメント利益ともに減少いたしました。

2. 資金調達の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

3. 設備投資等の状況

当連結会計年度中、特記すべき事項はございません。

4. 重要な企業再編等の状況

(建材)

当連結会計年度において、HITエンジニアリング株式会社の株式を30%取得したため、持分 法適用関連会社としております。

当連結会計年度において、株式会社レストの全株式を取得したため、連結子会社としております。

(産業資材)

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であったTAKASHIMA MITSUGI PF (THAILAND) CO., LTD.の全株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

5. 対処すべき課題

当社グループは2016年4月より中期計画「サステナ2020 (ニーマルニーマル)」 (2016年4月より2020年3月までの4か年計画)を遂行してまいりました。

「サステナ2020」では、「持続的成長を継続するための事業構造・ポートフォリオ転換」をテーマとし、中期計画最終年度(2020年3月期)に売上高20%増(1,100億円)、親会社株主に帰属する当期純利益20億円、ROE10%以上を目標としておりました。

「サステナ2020」における計数目標及び当連結会計年度の結果は次のとおりでした。

経営指標	目標	当期実績 (達成率)
売上高	1,100億円	887億円(81%)
親会社株主に帰属する 当期純利益	20億円	12億円(62%)
ROE	10%	7.6% (76%)

「サステナ2020」における数値目標については達成することはできませんでしたが、「持続的成長を継続するための事業構造・ポートフォリオ転換」の各施策であるダントツ戦略、M&A推進、生産性向上、コーポレート・ガバナンス強化に関しては一定の進捗があり、着実に成果が表れてきております。また、中期計画期間中の2018年3月期に増配した後、2020年3月期まで同額を維持しており、株主還元を進めております。

現在の中期計画「サステナ2020」は2020年3月期が最終年となっておりますが、世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症の影響は、国内外の経済に与える影響が甚大であり、当社グループの事業に関連する市場全般にわたって、長期に亘り大きな負の影響を及ぼすものと予想され、先行き不透明な状態が続くことが想定されます。当社グループの各事業への様々な影響を現時点で予測し織り込むことが困難であり、当社グループ全体への影響度合いを見極めることが必要と考えております。上記の影響度合いが把握でき次第、次期中期計画をまとめ、速やかに公表いたします。

なお、当該次期中期計画の中では「サステナ2020」の方向性を引き継ぎ、当社ならで はのお客様へのソリューションを提供してまいります。

6. 財産及び損益の状況の推移

(単位:百万円)

Image: section of the	分	期別	第129期 (2016年度)	第130期 (2017年度)	第131期 (2018年度)	第132期 (2019年度) (当連結会計年度)
売	上	高	84, 775	85, 310	89, 557	88, 799
営	業利	益	1,584	1,638	1, 682	1,713
経	常利	益	1,661	1,847	1,857	1, 784
親急	会社株主に帰 期 純	属する 益	1, 316	1, 325	1, 122	1, 237
1 当	株 当 期純利益(単位	た り な:円)	292. 05	294. 76	249. 64	275. 29
総	資	産	42, 477	43, 597	44, 736	43, 800
純	資	産	14, 660	15, 843	16, 099	16, 406

- (注) 1. 金額は、1株当たり当期純利益を除き、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 純資産額には、役員向け株式交付信託が所有する当社株式を自己株式として計上しております。なお、 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除対象の 自己株式に含めて算定しております。
 - 4. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第129期の 期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第131期 の期首から適用しており、第129期以降の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した 場合の金額となっております。

7. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
ハイランドMP株式会社	百万円 70	100 %	縫製加工製品の開発・製造・販売、 膜構造の設計・加工及び産業・医 療用物流資材の販売
シーエルエス株式会社	50	100	人工皮革・合成皮革等の各種資 材、製品の販売
小野産業株式会社	495	100	プラスチック成形品の製造・販売
iTak (International) Limited	千香港ドル 100,000	100	電子部品、電子機器の販売

⁽注) 小野産業株式会社は、2020年4月1日付でタクセル株式会社に商号を変更しております。

8. 主要な事業内容(2020年3月31日現在)

	セグ	メン	ト別		主要製品又はサービス
建				材	太陽光発電システム、断熱資材・断熱工法、外壁・間仕切材、外装仕上げ材、 屋根材、内装材・内装工事、仮設機材、建築用基礎材、土木資材・土木工事、 防災関連商材、設備機器、環境対応関連商品、その他建材
産	業		資	材	合成樹脂、発泡合成樹脂、不織布、加工製品、環境配慮素材、自動車関連部材、 新幹線・在来線などの車輌用部材、合成繊維、繊維製品、人工皮革製品、 アパレル製品、テント倉庫、省エネ照明、電子部品、医療用物流資材、 その他工業資材
賃	貸	不	動	産	保有不動産賃貸

9. 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
高 島 株 式 会 社	本 社	東京都千代田区
	大 阪 支 店	大 阪 市 北 区
	名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 区
	北 海 道 営 業 所	札 幌 市 中 央 区
	東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区
	中 国 営 業 所	広 島 市 中 区
	九 州 営 業 所	福岡市中央区
	四 国 営 業 所	香川県高松市
ハイランドMP株式会社	本社及び工場	栃木県那須塩原市
	東 京 支 店	東京都台東区
シーエルエス株式会社	本 社	大 阪 市 中 央 区
	東 京 営 業 所	東京都台東区
小野産業株式会社	本社及び工場	栃木県栃木市
iTak (International) Limited	本 社	中華人民共和国香港
	台 湾 代 表 事 務 所	台 湾 台 北 市
	日本支社東京オフィス	東京都新宿区
	日本支社大阪オフィス	大 阪 市 福 島 区

- (注) 1. 小野産業株式会社は、2020年4月1日付でタクセル株式会社に商号を変更しております。
 - 2. iTak (International) Limitedは、2020年4月1日を効力発生日として、同社日本支社(東京オフィス及び大阪オフィス)で営む一切の事業を、当社の連結子会社であるアイタック株式会社に事業譲渡しております。また、アイタック株式会社は、同日付でアイタックインターナショナルジャパン株式会社へ商号を変更しております。

10. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

	事	業	名			従業員数	前期末比増減
						名	名
建					材	176 (54)	55
産	業		資		材	522 (306)	△40
賃	貸	不	重	助	産	3(3)	2
全	社	(共	通)	90 (17)	1
	合		計			791 (380)	18

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であります。
 - 2. 臨時雇用者数は、年間の平均人数を() 外数で記載しております。なお、臨時雇用者数は、パートタイマー、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含んでおります。
 - 3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
 - 4. 「建材」セグメントの従業員数が前連結会計年度末と比べて55名増加しましたのは、主に2019年10月1日付で株式会社レストを連結子会社化したためであります。

11. 主要な借入先(2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

			借	J	λ.	先				期末借入金残高
株	式	会	社	7	4	ず	ほ	銀	行	2, 345
株	式	会	社	三	井	住	友	銀	行	360

(注) 期末借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

12. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社であるiTak (International) Limitedは、2020年4月1日を効力発生日として、同社日本支社(東京オフィス及び大阪オフィス)で営む一切の事業を、当社の連結子会社であるアイタック株式会社に事業譲渡しております。また、アイタック株式会社は、同日付でアイタックインターナショナルジャパン株式会社へ商号を変更しております。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2020年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 14,000,000株

2. 発行済株式の総数 4,512,987株 (自己株式51,586株を除く)

3. 株主数 4,593名

4. 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
高 島 取 引 先 持 株 会	486	10.78
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	213	4. 73
東京海上日動火災保険株式会社	206	4. 56
株式会社三井住友銀行	181	4.03
三井住友信託銀行株式会社	176	3.90
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	152	3. 38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	110	2. 43
株式会社クラレ	100	2. 22
旭 化 成 建 材 株 式 会 社	81	1.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	67	1. 49

- (注) 1. 千株未満の端数は切り捨てて表示しております。
 - 2. 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式の総数により算出しており、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

- 1. 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の状況 該当事項はありません。
- 2. 当事業年度中に当社従業員等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- 3. **その他新株予約権等に関する重要な事項等** 該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等(2020年3月31日現在)

丑	亡 名	, 1	地位及び担当	重要な兼職の状況
高,	島幸	_	代表取締役社長 社長執行役員	
高	垣康	孝	取締役 専務執行役員 建材ソリューション事業本部長	東建エンジニアリング株式会社 取締役
大;	畑恭	宏	取締役 常務執行役員 産業ソリューション事業本部長	シーエルエス株式会社 取締役 小野産業株式会社 取締役
後,	藤俊	夫	取締役 常務グループ執行役員	iTak(International)Limited 代表取締役社長
山 ;	本	明	取締役 執行役員 建材ソリューション事業本部副 本部長兼東日本統括部長	東建エンジニアリング株式会社 監査役
宮	本	努	取締役 執行役員 産業ソリューション事業本部副 本部長	小野産業株式会社 代表取締役社長
鈴	木隆	博	取締役 執行役員 経営管理本部長	iTak (International) Limited 取締役
马门	削道	雄	取締役 (監査等委員・常勤)	
井 .	上	健	取締役 (監査等委員)	
桃山	崎 有	治	取締役 (監査等委員)	桃崎有治公認会計士事務所代表 OSJBホールディングス株式会社 社外監査役
篠		連	取締役 (監査等委員)	シナネンホールディングス株式会社社外取締役(監査 等委員) 前田建設工業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 弓削道雄氏、取締役(監査等委員) 井上健氏、取締役(監査等委員) 桃崎有治氏 及び取締役(監査等委員) 篠連氏は社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員) 弓削道雄氏、取締役(監査等委員) 井上健氏、取締役(監査等委員) 桃崎有治氏 及び取締役(監査等委員) 篠連氏と当社との間には取引関係が一切なく、一般株主と利益相反が生じる おそれがないため、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 3. 取締役(監査等委員) 桃崎有治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、弓削道雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 - 5. 2020年4月1日付で取締役の地位及び担当を以下のとおり変更しております。
 - ・取締役高垣康孝氏は、専務執行役員建材ソリューション事業本部長から専務執行役員営業管掌兼産業ソリューション事業本部長に就任しました。
 - ・取締役大畑恭宏氏は、常務執行役員産業ソリューション事業本部長から顧問に就任しました。
 - ・取締役後藤俊夫氏は、常務グループ執行役員から常務グループ執行役員デバイスソリューション事業本部長に就任しました。
 - ・取締役山本明氏は、執行役員建材ソリューション事業本部副本部長から執行役員建材ソリューション 事業本部長に就任し、東日本統括部長兼務を解除されました。
 - ・取締役宮本努氏は、執行役員産業ソリューション事業本部副本部長から、グループ執行役員に就任しました。

2. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く)	7名	132百万円
(うち社外取締役)	(一名)	(一百万円)
取締役(監査等委員)	4名	32百万円
(うち社外取締役)	(4名)	(32百万円)
合 計	11名	164百万円
(うち社外役員)	(4名)	(32百万円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第130回定時株主総会において、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものとして年額3億20百万円以内と決議いただいております。
 - 2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第128回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議いただいております。
 - 3. 2012年6月28日開催の第124回定時株主総会において、業務執行取締役につきましては、親会社株主に 帰属する当期純利益を基準とした利益連動報酬を導入する旨を決議いただいており、上記には、当事業 年度中に利益連動報酬として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。
 - ·取締役7名 33百万円

3. 社外役員に関する事項

		取締役(監	査等委員)	
	弓削 道雄	井上 健	桃崎 有治	篠 連
(1) 重要な兼職先と当社との関係	_	_	(別記1)	(別記2)
(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係	_	_	_	_
(3) 当事業年度における主な活動状況	(別記3)	(別記3)	(別記3)	(別記3)
(4) 責任限定契約の内容の概要	(別記4)	(別記4)	(別記4)	(別記4)
(5) 当社の子会社から当該事業年度において役員報酬 等を受けているときの当該報酬等の総額	_	_	_	_
(6) 上記事項の内容に対して当該社外役員の意見があるときの当該意見の内容	_	_	_	_

- (別記1) 桃崎取締役は、桃崎有治公認会計士事務所代表及びOSJBホールディングス株式会社社外監査役であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。
- (別記2) 篠取締役は、シナネンホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)及び前田建設工業株式会社社外監査役であり、当社との間には取引その他特別な関係は一切ありません。

(別記3) 当事業年度中の取締役会及び監査等委員会での活動状況並びに発言状況

区分	氏名	活動状況並びに発言状況
取締役 (監査等委員·常勤)	弓 削 道 雄	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	井 上 健	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回出席しており、これまでの他社での幅広い経験から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	桃崎有治	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回出席しており、主に公認会計士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	篠連	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回のうち13回出席しており、主に弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ指摘を行うとともに、意見を述べております。

(別記4) 当社は社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定す る最低責任限度額であります。

4. 執行役員に関する事項(2020年4月1日現在)

当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員の構成は次の通りです。

	氏名 地位			地位	担当
JII	上	哲	司	執行役員	建材ソリューション事業本部 大阪統括部長 兼 大阪支店長
内	木		仁	グループ執行役員	iTak International(Thailand)Limited 代表取締役社長
德	本	貴	久	執行役員	経営管理本部 財務統括部長
西	田		努	グループ執行役員	ハイランドMP株式会社代表取締役社長
佐	脇	雅	也	グループ執行役員	アイタックインターナショナルジャパン株式会社 代表取締役COO
中	才	悦	夫	執行役員	経営管理本部 経営企画統括部長 兼 高島ロボットマーケティング株式会社代表取締役社長

Ⅴ. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当社の会計監査人としての報酬等の額 34百万円

当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 34百万円

当社の重要な子会社のうちiTak (International) Limitedは、当社の会計監査人以外の 公認会計士又は監査法人による監査を受けております。

3. 会計監査人の報酬等に対する監査等委員会の同意の理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する 実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査項目別監査時間や人員配置などの内 容及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時 間及び報酬額の見積もりの妥当性などを検討した結果、会社法第399条第3項の同意を行って おります。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、必要と認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人の独立性を尊重するため、現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社と有限責任 あずさ監査法人との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・当社と監査受嘱者との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は 法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査受嘱者が契約の履行について悪意又は重大な 過失がないときに限るものといたします。

Ⅵ. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」につきまして、定期的かつ必要に応じた見直しを行い、取締役会において決議しております。 その概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ)の職務執行が法令・定款に適合する事を確保するための体制
 - i. 代表取締役は、当社の企業理念に基づいた企業運営を推進し、行動規範を確立すると ともに率先して当社及びグループ会社に周知徹底を図る。
 - ii. 取締役は、取締役会で定められた経営機構及び取締役の職務分掌に基づいて業務執行を行うとともに、一定の重要な意思決定を行う稟議等については、管理関係担当役員が事前にその適法性を検証し適切性を確保する。
 - iii. 取締役会については、取締役会規定を定め、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反を防止する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存、管理に関する体制
 - i. 経営企画担当役員は、取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務執行に係る情報を、「文書等保管・管理要領」の定めに従い管理する。
- ii. 経営企画担当役員は、本社サーバーを可能な範囲で活用し、各取締役が閲覧できるよう整備・保存する。
- iii. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理基準」に基づき、情報システム全般の責任体制を明確化し、情報漏えい等のリスクに対応するため「情報セキュリティ遵守事項」を別途定め、具体的施策を実施する。
- (3) 損失の危険管理に関する規定の整備と体制
- i.「高島グループリスクマネジメント方針」に基づき、社長執行役員をリスクマネジメント最高責任者として、リスク管理を行う。
- ii. 経営戦略リスクについては、取締役会の責任で検討・対応決定を行う。
- iii. 業務継続リスクについては、リスク管理委員会規定に基づき、経営管理本部長を委員 長とする「リスク管理委員会」を開催して定期的にリスクの見直し・検討を行い、社 長執行役員に提言を行うことにより、総合的なリスク管理を推進する。
- iv. 経営企画担当役員が当社及びグループ会社の規定の整備を行い、取締役全員がリスク管理に責任を持って対処する。
- v. 地震、洪水、火災、事故等により重大な損失を被るリスクについては、「事業継続計 画基本規定」の取決めにより人命保護・救助を優先するとともに、社会的責任と会社 の信用維持、営業に及ぼす影響等を勘案し、誠意を持って対応する。
- vi. 基幹 I Tシステムが機能しないことにより重大な損失を被るリスクについては、バックアップシステムを常に見直すとともに適切なセキュリティ対策を講じて対応する。
- vii. 顧客対応リスクについては、事業担当取締役がリスクの見直し・検討を行い、必要な対策を策定し、「分掌別責任・権限規定」に基づく手続を行った上で責任を持って対処する。

- vii. 経営目的の達成を阻害するさまざまな社内外の影響によるリスクについては、「業務分掌別責任・権限一覧表」に定められた決裁者が合議責任者の意見を聞き複合的に判断し、申請事項については、申請書・稟議書による決裁手続を行った上で責任を持って対処する。
- ix. 予想されるリスクについては、担当取締役が経営管理部門と連携をとり、常に監視を しながら異常値を早期に把握・解決して損失発生の未然防止に当る。
- x. 重大な問題が発生した場合は、リスク管理委員会規定に基づき「緊急リスク管理委員会」を開催し、その全容と真の原因を早期に徹底究明し、適正に問題解決に当るとと もに、実効性のある再発防止策を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i.「業務分掌別責任・権限規定」に基づいて責任と権限を明確にし、職務については「役割分担表」に明示し、効率的な職務遂行がとれる体制をとる。
- ii. 目標の明確な付与、採算の徹底を図るために当社及びグループ会社の基本方針並びに 組織単位の目標値を月別・四半期別・年度単位に策定し業績を管理する。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 当社及びグループ会社に従事するすべての者が法令及び定款を遵守し、円滑な企業運営を行うために、全取締役は「高島グループコンプライアンスメッセージ」に則した業務遂行を常に意識し、「コンプライアンス基本規定」「コンプライアンス行動基準」「独占禁止法コンプライアンス宣言」を率先して遵守するとともに「コンプライアンス基本方針」のグループ会社全体への普及に取組む。
- ii. 「コンプライアンスプログラム」を策定し、社員に定期的な研修を行うことで、関連 法規等の啓蒙を行うとともに、コンプライアンス意識向上を促進する。
- iii. 内部監査部門の独立性、専門性を保つとともに、不適合な事実があった場合又は社内 通報制度により通報があった場合は、経営管理本部長を中心とした社内調査、又は監 査等委員会による調査を実施し、必要に応じコンプライアンス委員会で審議する等適 切な処置をとる。
- iv. 当社の監査等委員会は当社グループのコンプライアンス体制及び社内通報制度の運用 に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることが できる。
- (6) 当社と子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i. 業務プロセスを規定化し、規定に基づく業務遂行を行うことで業務の適正を確保する。
- ii. 子会社等の運営については、グループ基本方針の下で、経営企画担当役員が総括管理を行い、各子会社の自主性を尊重しながら「関係会社育成・管理規定」に従ってそれぞれの担当役員が個別に管理し、定期的な連絡会議を開催してグループの連携や統一化を図り、業務の適正を確保する。
- iii. 環境保全活動を重要課題と位置づけて、国内グループ会社を含めた各事業所でISO 認証取得を行い環境管理委員会を設置し環境負荷の低減活動を推進する。

- iv. 反社会的勢力への対応については、「コンプライアンス基本規定」に行動スローガンとして掲げ、反社会的勢力との関係遮断・排除を行い一切の関係をもたず、毅然とした態度をとる。その実効性を確保するために「地域特殊暴力防止協議会」に加入して業務の適正を確保する。
- v. 財務報告に係る内部統制の構築・評価に関する基本方針を制定し適時適正な財務報告 を遂行するとともに定期的又は、必要に応じて内部監査部門による監査を実施し業務 の適正を確保する。
- vi. 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見したときは、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- vii. グループ会社の内部統制強化のために、重要なリスクに対する決定を当社の事前承認の上でグループ会社が決定するよう、及び重要な事項に関する相談・報告が事前に当社になされるよう、「関係会社統制基準」に基づきグループ会社並びに当社の「業務分掌別責任・権限一覧表」に親会社決裁条項を明確に規定するとともに、必要な規定の整備を行う。
- viii. 経理、システム、法務、人事、与信管理についてグループ会社へのガバナンスを強化 するために、必要なグループ会社に対しては当社担当部門が機能補完を行い、日常業 務における統制管理を行う。
- ix. 監査等委員会はグループ会社の監査役と連絡を密にし、必要に応じてグループ監査役及び監査等委員からなる連絡会議を開催し、グループ会社の状況について報告を受けるものとする。
- (7) 監査等委員会の職務遂行補佐員及びその独立性、指示の実効性の確保に関する体制
 - i. 監査等委員会の下に監査等委員会事務局を設置し、監査等委員職務遂行補佐員を配置するものとする。
- ii. 監査等委員職務遂行補佐員の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会と協議を行い、同意を得た上で、決定する。
- iii. 監査等委員職務遂行補佐員への業務命令は監査等委員が行い、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (8) 取締役、使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - i. 取締役が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実に気づいた時は、適切に対応する とともに監査等委員会に報告する。
- ii. 経営会議などで決議された事項、業務監査状況、リスク管理に関する重要な事項及び 社内通報など、監査に必要かつ適切な情報を特定取締役が速やかに監査等委員会へ報 告する。
- iii. グループ会社の監査役は、役員及び使用人から会社に著しい損害を及ぼす恐れのある 事実についての報告を受けた時は、適切に対応するとともに、監査等委員会に対して 報告を行うこととする。

- (9) 監査等委員会に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - i. 監査等委員会に対して、(8)の報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- i. 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払い又は償還を受けることができる。
- ii. 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有する。
- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i. 特定取締役及び内部監査部門は監査等委員会との連携を密にとり、効率的な監査等委員会監査が行われるよう体制を整備する。また監査等委員会は、内部監査部門より内部統制システムの構築・運用状況について定期的且つ随時報告を受け、必要に応じ説明を求めることができる。
- ii. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に連絡会合を持ち監査等委員会が必要な情報を 得られるよう配慮する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の「業務の適正を確保するための体制」につきまして、以下のとおり運用しております。

(1) コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、策定した「コンプライアンスプログラム」の推進、見直しの実施を行うとともに、グループ役職員を対象とした研修の実施や内部通報制度によるコンプライアンスの実効性向上に努めました。また、定期的に開催するコンプライアンス委員会、リスク管理委員会において、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

(2) リスク管理

毎月当社グループ全拠点からの報告をもとにリスクのレビューを行い、企業報告に重大な 影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、コンプライアンス委員会、リスク 管理委員会において情報の共有を行いました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制に関して、内部統制評価を実施いたしました。

(4) 内部監查体制

当社の内部監査統括部門が監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。

(5) 監査等委員会監査体制

常勤監査等委員が監査計画に基づき、当社グループの監査を実施いたしました。また、監査等委員会(当期中に13回開催)のほか、内部監査部門及び会計監査人とも監査結果の報告等定期的に打ち合わせを行い、相互連携を図りました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、内部留保を拡充し有効活用することにより、企業価値と競争力を向上すると同時に株主に対する配当を安定的に継続することが企業としての重要な責務であると認識しております。

配当につきましては、株主への還元をより明確にするために、各期の業績に連動させる考え方を取り入れ、連結配当性向25%程度とすることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、M&Aなどの重点戦略への投融資に充当し、将来の業績向上を通じて株主への還元を図ってまいります。

当期におきましては、2019年5月9日公表の「2019年3月期 決算短信」に記載いたしましたとおり、1株当たり80円の期末配当とさせていただきます。

なお次期の配当につきましては、原則として、上記の基本方針を踏まえて決定する予定でありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、現時点で合理的な配当予想の判断が困難であることから、未定とさせていただきます。

<u>連 結 貸 借 対 照 表</u> (2020年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資 産	の部	負 債	の部
流動資産	34, 149	流動負債	24, 225
現 金 及 び 預 金	4, 454	支払手形及び買掛金	19, 731
受取手形及び売掛金	24, 415	短 期 借 入 金	1, 805
商品及び製品	3, 442	1年内返済予定の長期借入金	300
仕 掛 品	92	未 払 費 用	515
原材料及び貯蔵品	818	未 払 法 人 税 等	239
未成工事支出金	407	未 払 消 費 税 等	132
前 渡 金	53	賞 与 引 当 金	398
前 払 費 用	108	役員賞与引当金	35
未 収 入 金	359	そ の 他	1, 067
そ の 他	71	固定負債	3, 169
貸倒引当金	△75	長 期 借 入 金	861
 固定資産	9, 651	繰 延 税 金 負 債	218
有 形 固 定 資 産	5, 072	再評価に係る繰延税金負債	285
建物及び構築物	2,050	退職給付に係る負債	93
機械装置及び運搬具	391	そ の 他	1,709
工具、器具及び備品	104	負 債 合 計	27, 394
土 地	2, 520	純 資 産	の 部
建設仮勘定	5	株主資本	15, 356
無形固定資産	71	資本金	3, 801
投資その他の資産	4, 507	資本剰余金	1,825
投資有価証券	2, 652	利 益 剰 余 金 自 己 株 式	9, 860 △131
長期貸付金	41	その他の包括利益累計額	1, 049
長期営業債権	132	その他有価証券評価差額金	487
退職給付に係る資産	130	土地再評価差額金	603
操延税金資産	142	為替換算調整勘定	∆46
そ の 他	1, 569	退職給付に係る調整累計額	5
貸倒引当金	△162	純 資 産 合 計	16, 406
資 産 合 計	43, 800	負債·純資産合計	43, 800

<u>連結損益計算書</u> (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

	 科 目		金額
 売	<u> </u>	高	88, 799
売		価	80, 291
売	上 総 利	益	8, 507
販売費		理費	6, 794
営	業利	益	1,713
	業 外 収	益	255
受	取 利	息	43
受	取 配 当	金	122
雑	収	入	90
営	業外費	用	184
支	払 利	息	80
為	替 差	損	55
持分	・法による投資	損失	2
固	定 資 産 除	却 損	40
雑	支	出	5
経	常 利	益	1, 784
特	別利	益	274
投資	育 価 証 券 売	却 益	62
保	険 差	益	140
負(の れ ん 発	生 益	70
特	別損	失	244
関	会 社 株 式 売	却 損	3
減	損 損	失	88
火	災 損	失	152
税金	等調整前当期	吨 利 益	1,813
法人	税、住民税及び	事業 税	559
		整 額	16
当	期 純 利	益	1, 237
親会	社株主に帰属する当 <u>期</u>	月純利益	1, 237

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

		株	主資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	3, 801	1, 825	8, 984	△129	14, 482
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△361		△361
親会社株主に帰属する 当期純利益			1, 237		1, 237
自己株式の取得				△1	△1
土地再評価差額金の 取 崩					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	_	876	△1	874
2020年3月31日残高	3, 801	1, 825	9, 860	△131	15, 356

		70	の他の包括利益累計額	į		
	その他有価証 券評価差額金	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計
2019年4月1日残高	1,003	603	△93	104	1, 617	16, 099
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△361
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						1, 237
自己株式の取得						$\triangle 1$
土地再評価差額金の 取 崩						_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△515		46	△99	△567	△567
当期変動額合計	△515	_	46	△99	△567	306
2020年3月31日残高	487	603	△46	5	1, 049	16, 406

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結範囲に関する事項

連結子会社 14社

(主要子会社名 ハイランドMP株式会社、シーエルエス株式会社、小野産業株式会社、iTak (International) Limited)

すべての子会社を連結の範囲に含めることとしております。

当連結会計年度において、株式会社レストの全株式を取得したため、連結子会社としております。

当連結会計年度において、連結子会社であった高島キャピタル株式会社は清算が結了したため、連結の範 囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 2 社

(株式会社動力、HITエンジニアリング株式会社)

すべての関連会社を持分法適用会社としております。

当連結会計年度において、HITエンジニアリング株式会社の株式を30%取得したため、持分法適用関連会社 としております。

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であったTAKASHIMA MITSUGI PF (THAILAND) CO., LTD.の全 株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちiTak (International) Limited、iTak International (Shanghai) Limited、iTak International (Thailand) Ltd., iTak International (Shenzhen) Limited, iTak International (Vietnam) Co., Ltd.、iTak International (Malaysia) Sdn. Bhd. 及びアイタック株式会社の決算日は12月31日でありま

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月 1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っており ます。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

③たな知資産

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ 時価法によっております。

主として、商品、製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は移動平均法(商品に含まれ る販売用不動産は個別法)、未成工事支出金は個別法に基づき、いずれも原価法(貸 借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっておりま す。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 主として、定率法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は、1998
 - (リース資産を除く) 年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降 に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。な お、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定 する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規 (リース資産を除く) 定する方法と同一の基準によっております。

③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計ト基準
 - ①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
 - ③役員賞与引当金 役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について は、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の 年数(主として7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理してお ります。

- ③小規模企業等における簡便法の採用
- 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支 給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
 - 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

②その他の工事 工事完成基準

- (6) ヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理を採用しております。

- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段…金利スワップ
 - ヘッジ対象…借入金
- ③ヘッジ方針

主として当社グループの管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

- ④ヘッジの有効性評価の方法
 - 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
 - のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- (8) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

- 5. 未適用の会計基準等
- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」 (IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用いたします。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

Ⅱ.表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「雑支出」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、金額的 重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「固定資産除却損」は7百万円であります。

Ⅲ、連結貸借対照表に関する注記

- 1. 担保提供資産
 - (1) 営業取引に対する担保差入資産

投資有価証券 1,227百万円 計 1,227百万円

(2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。

 投資その他の資産「その他」(供託金)
 10百万円

 計
 10百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

6,330百万円

3. 電子記録債権割引高及び受取手形裏書譲渡高

電子記錄債権割引高 19百万円 受取手形裏書譲渡高 3百万円

4. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(1999年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令 (1998年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に 定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 396百万円 上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの 504百万円

5. 圧縮記帳額

保険差益により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

 建物及び構築物
 131百万円

 機械装置及び運搬具
 35百万円

 工具、器具及び備品
 27百万円

Ⅳ、連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,564,573株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総 額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月9日 取締役会	普通株式	361	利益剰余金	80. 0	2019年3月31日	2019年6月10日

(注) 2019年5月9日開催の取締役会による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総 額(百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	361	利益剰余金	80.0	2020年3月31日	2020年6月9日

(注) 2020年5月14日開催の取締役会による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

V. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、また資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は取引限度規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。また連結子会社についても、当社の取引限度規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しており、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は主に営業取引に係わる資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先 物為替予約取引であります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。またデリバティブの利用にあたっては、取引相手に対する信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現金及び預金	4, 454	4, 454	_
(2) 受取手形及び売掛金	24, 415	24, 415	_
(3) 投資有価証券	2, 457	2, 457	_
資産計	31, 327	31, 327	_
(1) 支払手形及び買掛金	19, 731	19, 731	_
(2) 短期借入金	1,805	1, 805	_
(3) 1年内返済予定の長期借入金	300	300	_
(4) 長期借入金	861	855	△5
負債計	22, 698	22, 692	△5
デリバティブ取引 (※)	8	8	_

- (※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。
 - (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券、並びにデリバティブ取引に関する事項 資産
 - (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
 - (3) 投資有価証券 これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 1年内返済予定の長期借入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:百万円)

区 分	デリバティブ取引の 種類等	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	374	_	9	9
	ユーロ	10	_	$\triangle 0$	△0
合	計	385	_	8	8

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	195

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4, 454	_		-
受取手形及び売掛金	24, 415	_	_	-

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
短期借入金	1, 805	_	_	_	_	_
1年内返済予定の長期借入金	300	_	_	_	_	_
長期借入金	_	261	240	240	120	_

VI. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸住宅・賃貸ホテル(土地を含む)等を所有しております。 2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は163百万円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売 上原価に計上)であります。

また当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	当連結会計年度末の時価		
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	ヨ理稲云計 平及木の時間
3, 104	△78	3, 026	4, 995

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は減価償却の実施(72百万円)によるものであります。
- (注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額によるものであります。

Ⅲ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

3,650円18銭

1株当たり当期純利益

275円29銭

(注) 役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。役員向け株式交付信託が保有する当社株式の期末株式数は、前連結会計年度及び当連結会計年度18千株、期中平均株式数は前連結会計年度及び当連結会計年度18千株であります。

Ⅲ. 重要な後発事象に関する注記

当社の連結子会社であるiTak(International)Limitedは、2020年4月1日を効力発生日として、同社日本支社(東京オフィス及び大阪オフィス)で営む一切の事業を、当社の連結子会社であるアイタック株式会社に事業譲渡しております。また、アイタック株式会社は、同日付でアイタックインターナショナルジャパン株式会社へ商号を変更しております。

IX. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

- (1) 企業結合の概要
 - ① 被取得企業の名称及びその事業の内容 被取得企業の名称:株式会社レスト 東業の内容
 - 事業の内容 : トイレブースの製作・施工等
 - ② 企業結合を行った主な理由

株式会社レストは、1980年設立のトイレブースを主体とするパーティションの製造・施工会社で、非住宅分野の新築及び既築のリニューアル案件において有数の実績があることはもとより、近年は、より清潔で快適化の進むトイレスペースにおける多岐に亘る専門工種を一元管理し、ワンストップで施工していくサブコン的な受注活動にも傾注しております。また、製造部門においては、長年に亘るフラッシュパネルの製造技術を活かし、意匠的に自由度があり、より安全性の高い曲面加工等の加工技術の研鑽に取り組んでおります。

この度、同社を連結子会社化することにより、建材ソリューション事業において「省エネ」「軽量化」「省力化」ソリューションを強化し、サービス体制拡充を図ることができると判断したため、同社の株式を取得することといたしました。

- ③ 企業結合日 2019年10月1日
- ④ 企業結合の法的形式現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称 変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率 100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠 当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。
- (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間 2019年10月1日から2020年3月31日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価現金及び預金340百万円取得原価340

- (4) 発生した負ののれん発生益の金額、発生原因
 - ① 発生した負ののれん発生益の金額 70百万円
 - ② 発生原因

企業結合時の時価純資産額が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として計上して おります。 (5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	761	百万円
固定資産	184	
資産合計	946	
流動負債	492	
固定負債	43	
負債合計	535	

(6)企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及 ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響が軽微であるため、記載を省略しています。

X. 追加情報に関する注記

役員向け株式交付信託について

当社は、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として、当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く。以下同じ。)を対象として業績連動型株式報酬制度「役員向け株式交付信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、業績に応じて当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に交付されるという業績連動型の株式報酬制度であります。業績の指標としては「親会社株主に帰属する当期純利益」を使用することといたします。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時といたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は当連結会計年度末28百万円、18千株であります。

XI. その他の注記

1. 保険差益に関する事項

当連結会計年度の連結損益計算書に計上している保険差益は、主として当社連結子会社小野産業株式会社において、2019年1月28日に発生した火災事故に関する保険金によるものであります。

2. 減損損失に関する事項

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
iTak International(Vietnam) Co.,Ltd. (ベトナム社会主義共和国)	事業用資産	建物及び構築物、機械装置等	88

当社グループは、原則として、事業用資産については事業単位を基礎としてグルーピングを行っております。 iTak International (Vietnam) Co., Ltd. において、当初見込んでいた販売計画に対し進捗が遅延していること による営業赤字が発生しており、投資額の回収が見込めないと判断したため、事業用資産について回収可能価 額まで減損損失を計上しております。

3. 火災損失に関する事項

当連結会計年度の連結損益計算書で計上している火災損失は、当社連結子会社シーエルエス株式会社の商品の保管を委託している外部倉庫において、2020年3月2日に発生した火災事故による損害であります。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
資 産	の部		の部
流動資産	25, 487	流動負債	19, 154
現金及び預金	2,930	買 掛 金	12, 185
受 取 手 形	5, 941	電 子 記 録 債 務	4, 528
売 掛 金	9, 487	短 期 借 入 金	1,000
電子記録債権	3, 154	1年内返済予定の長期借入金	280
商品	1, 376	関係会社預り金	129
未成工事支出金	327	未 払 金	72
前 渡 金	48	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	203 44
		未払消費税等	85
前払費用	35	前 受 金	286
関係会社預け金	2, 020	預り金	31
未収入金	241	賞与引当金	272
その他	68	役員賞与引当金	33
貸 倒 引 当 金	△144	固 定 負 債	2, 882
固定資産	11, 166	長 期 借 入 金	850
有 形 固 定 資 産	3, 261	預 り 保 証 金	1,635
建物	1, 448	繰 延 税 金 負 債	101
構築物	65	再評価に係る繰延税金負債	274
機 械 及 び 装 置	12	そ の 他	20
工具、器具及び備品	51	負債合計	22, 036
土 地	1,683	純 資 産	の 部 12.670
無 形 固 定 資 産	40	株 主 資 本 資 本 金	13, 679 3, 801
ソフトウェア	30	資本剰余金	1, 825
施設利用権等	10	資本準備金	950
投資その他の資産	7, 864	その他資本剰余金	875
投 資 有 価 証 券	2, 516	利益剰余金	8, 183
関係会社株式	3, 809	その他利益剰余金	8, 183
従業員長期貸付金	1	別途積立金	700
敷金及び保証金	1, 369	繰越利益剰余金	7, 483
前払年金費用	122	自 己 株 式	△131
長期営業債権	121	評価・換算差額等	938
その他	35	その他有価証券評価差額金	510
	△112	土地再評価差額金	428
		純 資 産 合 計	14, 617
資 産 合 計	36, 654	負 債 ・ 純 資 産 合 計	36, 654

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

			rsi.									
		-	科				目			<u> </u>	<u> </u>	額
売					Ŀ				高			
売			上			原			価			
	売		上		総		利		益			
販	売	費	及	び	_	般	管	理	費			
	営			業		禾			益			
営		業		夕		Ц		*	盐			
_	受	210		取		利			息			
					7*7	ጥ						
	受		取		配		当		金			
	償	却		債	権	耵		立	益			
	為			替		差	Ē		益			
	雑				収				入			
営		業		タ		乽	Ì	F	Ħ			
	支			払		利]		息			
	雑				支				出			
	経			常		禾	J		益			
寺			別			利		ả	±			
	投	資	有	価	証	券	売		益			
					倒弓			戻入				
	関		会		株				益			
	税		前				純	利	益			
								事業				
	法	人		税	等	訓		整	額			
	当		期		純		利		益			

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

				株	主	本			
		3	資本剰余金	ì	利益剰余金				
	資本金	次 士	その他	資本	その他利	益剰余金	利益	自己株式	株主資本 計
		資 本準備金	資本剰余金	資金計	別 途積立金	繰越利益 剰 余 金	剰余金 計		
2019年4月1日残高	3, 801	950	875	1,825	700	6, 804	7, 504	△129	13, 002
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△361	△361		△361
当 期 純 利 益						1, 039	1, 039		1, 039
自己株式の取得								△1	△1
土地再評価差額金の 取 崩									
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	678	678	△1	676
2020年3月31日残高	3, 801	950	875	1,825	700	7, 483	8, 183	△131	13, 679

	評	価・換算差額	等	
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地 再評価差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2019年4月1日残高	1,010	428	1, 438	14, 440
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△361
当 期 純 利 益				1,039
自己株式の取得				△1
土地再評価差額金の 取 崩				_
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△499		△499	△499
当期変動額合計	△499	_	△499	177
2020年3月31日残高	510	428	938	14, 617

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) によっております。

時価のないもの…… 移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品は移動平均法、未成工事支出金及び販売用不動産は個別法に基づき、いずれも原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上 しております。

年金資産の見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を下回る場合には、当該 差異を退職給付引当金として計上し、上回る場合には当該超過額を前払年金費用として計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、 期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (主として7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- (1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見着りは原価比例法)
- (2) その他の工事 工事完成基準
- 5. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理を採用しております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
 - ヘッジ対象…借入金
- (3) ヘッジ方針

当社の管理規定に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

Ⅱ、貸借対照表に関する注記

- 1. 担保提供資産及びその対応債務
 - (1) 営業取引に対する担保差入資産

投資有価証券 1,227百万円 計 1,227百万円

(2) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金として以下のものを法務局に供託しております。 投資その他の資産「その他」(供託金) 10百万円

投資その他の資産「その他」(供託金) 10百万円 計 10百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

1,998百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権 733百万円 関係会社に対する短期金銭債務 113百万円

4. 事業用十地の再評価

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(1999年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法…… 土地の再評価に関する法律施行令 (1998年3月31日公布政令第119号) 第2条第3号に 定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 … 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 396百万円 上記差額のうち賃貸等不動産に係るもの 411百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 1,178百万円 仕入高 520百万円 その他の営業取引高 37百万円 営業取引以外の取引高 278百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	69	0	_	69

- (注1) 当事業年度期首及び当事業年度末の普通株式の自己株式数には役員向け株式交付信託が保有する当社株式 18千株が含まれております。
- (注2) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株によるものであります。

V. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:百万円) 繰延税金資産 貸倒引当金 82 賞与引当金 83 販売用不動産評価損 99 投資有価証券評価損 70 未払事業税 その他 54 繰延税金資産小計 400 評価性引当額 $\triangle 238$ 繰延税金資産合計 162 繰延税金負債 前払年金費用 $\triangle 37$ その他有価証券評価差額金 $\triangle 226$ 土地再評価差額金 $\triangle 274$ 繰延税金負債合計 $\triangle 538$ 繰延税金資産の純額 $\triangle 376$

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.07
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5. 49
住民税均等割等	1. 21
評価性引当額の影響額	△0. 22
その他	△0.05
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27. 14

VI. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:百万円)

J	禹	性	1	: 社) 名	- 1	住 所	資本金	内容	議決権等 の所有(被 所有)割合		内 容 事業上の 関係	取引内容	取引金額 (注3)	科目	期末残高 (注3)
								繊維製品			の販売	商品の販売 (注1)	397	売 掛 金	278
7	· <i>수</i>	: 計	1	ハイラ ドMP		栃木県那須	70	の加工・販 売、及び産	(所有) 直接	兼任	余剰資金	資金の預け (注 2)	675	関係会 社預け金	77
		. ,	1	式会社		塩原市		業·医療用物流資材	100%	1人	示利員立 の預け・預	答金の預り	597		
								の販売				受取利息(注2)	1	未収入金	155
					,			人工皮	(h.1)		A 401 1/20 A	資金の預け (注2)	3, 694	関係会 社預け金	1,051
子	会	: 社	1	/ーエ ニス株 会社	式	大阪府 大阪市		革・合成皮 革等の各 種資材・製	(所有) 直接 100%	兼任	余剰資金 の預け・預 り	資金の預り (注2)	2,642		5
				41				品の販売			^	受 取 利 息 (注 2)	4	未収入金	
								プラスチ				資金の預け (注2)	1, 542	関 係 会 社預け金	603
子	会	: 社	1	、野産 株式会		栃木県 栃木市	495	ック成形 品 の 製	(所有) 直接 100%	兼任	余剰資金 の預け・預 り	資金の預り	938		
								造・販売	100 /6			受取利息(注2)	5	未収入金	8
											A Sal View A	資金の預け (注 2)	110	関係会 社預り金	89
子	会	: 社	1	7イタ 7株式 社		東京都 新宿区	40	電子部品 と電子機 器の販売	間接	兼任	余剰資金 の預け・預 n	答金の預り	199		
				.IT				PDG V Z MX YC	100 /0			支払利息(注2)	0	未払費用	_

⁽注1) 商品の販売については、市場価格を参考に決定しております。

⁽注2) 資金の預け・預りについては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

⁽注3) 上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれております。

⁽注4) 小野産業株式会社は、2020年4月1日付でタクセル株式会社に商号を変更しております。

⁽注5) アイタック株式会社は、2020年 4 月 1 日付でアイタックインターナショナルジャパン株式会社へ商号を変更しております。

Ⅷ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

3,252円33銭

1株当たり当期純利益

231円29銭

(注) 役員向け株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。役員向け株式交付信託が保有する当社株式の期末株式数は、前事業年度及び当事業年度18千株、期中平均株式数は前事業年度及び当事業年度18千株であります。

Ⅷ. 企業結合に関する注記

連結注記表(企業結合に関する注記)に記載しているため、注記を省略しております。

IX. 追加情報に関する注記

役員向け株式交付信託について

取締役に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結注記表の「X. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

高島株式会社

有限責任 あずさ監査法人東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 紀 彰甸

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 幸 夫印 業務執行社員 公認会計士 栗 原 幸 夫印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高島株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高島株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

高島株式会社

有限責任 あずさ監査法人東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 紀 彰甸業務執行社員 公認会計士 櫻井 紀 彰甸

指定有限責任社員 公認会計士 栗 原 幸 夫印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高島株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業 的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

高島株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員(社外取締役) 弓 削 道 雄印

監査等委員(社外取締役) 井 上 健印

監査等委員(社外取締役) 桃 崎 有 治師

監査等委員(社外取締役) 篠 連印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)7名が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	たか しま こう いち 高 島 幸 一 (1952年8月8日生)	1978年2月 プロクター・アンド・ギャンブル日本法人入社 2000年7月 プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク エクスターナル・リレーションズディレクター 当社入社 2002年6月 当社入社 2003年6月 代表取締役副社長 2004年6月 代表取締役社長 2016年4月 代表取締役社長兼産業ソリューション事業本部長 2016年6月 代表取締役社長兼社長執行役員兼産業ソリューション事業本部長 2018年4月 代表取締役社長兼社長執行役員 (現任)	40,617株
2	たか がき やす たか 高 垣 康 孝 (1954年5月21日生)	1977年4月 当社入社 2003年4月 建材担当ディレクター 2003年7月 建設分野担当ディレクター 2004年4月 建設資材担当ディレクター 2007年4月 名古屋支店長兼建設資材担当 ディレクター 2009年4月 建材事業本部長兼東京統括部長 2009年6月 取締役建材事業本部長兼東京統括部長 2011年6月 取締役建材事業本部長 2011年6月 常務取締役建材事業本部長 2012年6月 東建エンジニアリング株式会社取締役(現任) 2016年4月 常務取締役建材ソリューション事業本部長 2016年6月 取締役兼常務執行役員建材ソリューション事業本部長 取締役兼専務執行役員建材ソリューション事業本部長 2020年4月 取締役兼専務執行役員建材ソリューション事業本部長	11, 124株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	後藤俊美 (1959年12月12日生)	1983年4月 当社入社 1997年10月 当社経営企画室付課長兼iTak (International) Limited 代表取締役社長 当社曜子ディバイス担当ディレクター兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長 iTak (International) Limited 代表取締役社長 iTak (International) Limited 代表取締役社長 当社取締役兼iTak (International) Limited 代表取締役社長 当社取締役兼がアープ執行役員 iTak (International) Limited 代表取締役社長 当社取締役兼常務グループ執行役員 iTak (International) Limited 代表取締役社長 取締役兼常務グループ執行役員デバイスソリューション事業本部長兼 iTak (International) Limited 代表取締役社長 (現任)	9,881株
4	やま もと かきら 山 本 明 (1963年2月9日生)	1987年4月 株式会社大阪東通(現株式会社関西東通)入社 1991年10月	729株
5	営 本 努 (1971年5月26日生)	1995年4月 松下電器株式会社(現パナソニック株式会社)入社 2006年5月 株式会社ミスミ入社 2014年10月 当社入社 経営企画統括部副統括部長 当社経営企画統括部長兼シーエルエス株式会社代表 取締役社長 2015年4月 当社経営企画統括部長兼小野産業株式会社代表取締役社長 3015年4月 野産業株式会社代表取締役社長 4月 野産業株式会社代表取締役社長 教行役員産業ソリューション事業本部副本部長兼小野産業株式会社代表取締役社長兼ハイランドMP株式会社取締役 2018年6月 取締役兼執行役員産業ソリューション事業本部副本部長兼小野産業株式会社代表取締役社長兼ハイランドMP株式会社取締役 取締役兼執行役員産業ソリューション事業本部副本部長兼小野産業株式会社代表取締役社長兼ハイランドMP株式会社取締役 取締役兼教行役員産業ソリューション事業本部副本部長兼小野産業株式会社代表取締役社長 取締役兼グループ執行役員タクセル株式会社代表取締役社長 (現任)	1,095株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
6	が、木 隆 博 (1968年10月20日生)	1991年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行行 2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)業務推進部調査役 KFi株式会社(現東京国際コンサルティング株式会社)エグゼクティブコンサルタント 2014年6月 株式会社LTCBネットワークスマネージングディレクター 2015年12月 当社入社 内部監査統括部副統括部長内部監査統括部長2017年4月 執行役員内部監査統括部長2018年6月 執行役員経営管理本部長兼内部監査統括部長2018年6月 取締役兼執行役員経営管理本部長兼内部監査統括部長表が行役員経営管理本部長兼内部監査統括部長額行役員経営管理本部長兼付部監査統括部長表が行役員経営管理本部長兼付部監査統括部長表が行役員経営管理本部長兼付部監査統括部長表が行役員経営管理本部長兼付部監査統括部長表が行役員経営管理本部長兼付部監査統括部長表が行役員経営管理本部長兼付部監査統括部長表が行役員経営管理本部長兼付部監査統括部長表が行役員経営管理本部長兼付部監査統括部長表が行役員経営管理本部長兼付金属は対象が行役員経営管理本部長兼付金属は対象が行役員経営管理本部長兼付金属は対象が行る。	648株

- (注)1. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 各候補者の選任理由は以下のとおりです。
 - (1) 高島幸一氏は、国際・国内マーケティング、営業部門等の業務経験を経て、当社に2002年に入社し、経営的立場での豊富な経験を有しております。2004年以来当社の代表取締役社長として、グループ経営を統括する立場で、積極的に活動を行い、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
 - (2)高垣康孝氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2009年より当社取締役として、建材事業を統括する立場で活動を行い、2020年4月からは産業資材事業を統括する立場で積極的に活動し、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
 - (3)後藤俊夫氏は、国際営業部門での業務経験を経て、経営的立場で豊富な経験を有しています。2012年以 来当社取締役として、電子部品事業子会社を統括する立場で、国際的事業展開の推進等で、当社の企業 価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業 務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
 - (4) 山本明氏は、営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。2017年より当社執行役員として、建材事業の最重要分野を統括する立場で、積極的に活動を行い、2018年からは、当社取締役として、引き続き建材事業の最重要分野を統括する立場として、2020年4月からは建材事業全体を統括する立場として、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
 - (5) 宮本努氏は、メーカー等の国際・国内営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しています。2015年より子会社小野産業株式会社(現タクセル株式会社)の代表取締役として、また、2017年からは当社執行役員として、上記役割に加えて当社の産業資材事業の重要分野を統括する立場として積極的に活動を行い、2018年からは当社取締役として、引き続き当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
 - (6)鈴木隆博氏は、金融、コンサルティング等の営業部門での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しています。2017年より当社執行役員として、内部監査部門を統括する立場で、積極的に活動を行い、2018年からは当社取締役として、経営管理部門を統括する立場で、当社の企業価値向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の取締役として、同氏の経験等を業務執行や経営の監督に活用していただくことが期待できるものと判断しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名が任期満了となりますので、 監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、 監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	号 削 道 雄 (1949年9月3日生) 社外取締役候補者	1972年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行2000年5月 2002年6月 間行京都支店長 2004年10月 同社執行役員ホース配管事業部長 2006年4月 同社執行役員コンプライアンス推進室長兼総務/購買部担当 2007年6月 同社常任監査役 2011年6月 同社顧問 2012年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社社外取締役	10, 177株
2	桃 崎 有 治 (1950年12月18日生) 社外取締役候補者	1978年10月 監査法人西方会計士事務所(現・有限責任監査法人トーマツ)入所 1991年7月 有限責任監査法人トーマツ社員 1998年7月 同監査法人代表社員 2004年2月 同監査法人東京事務所経営委員会委員 2008年3月 同監査法人業務管理本部本部長兼経営会議オブザーバー 2012年1月 トーマツグループ(監査法人・税理士法人・コンサルティング子会社・FA子会社)最高情報責任者 挑崎有治公認会計士事務所開設、代表(現任) 大林道路株式会社社外監査役 05JBホールディングス株式会社社外監査役 (現任) 株式会社ペネフィット・ワン社外取締役 2016年6月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	0# 4 -

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略	歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	模 連 (1957年2月26日) 社外取締役候補者	2016年6月	司法試験合格 弁護士登録(第一東京弁護士会) 光和総合法律事務所設立に参加 光和総合法律事務所パートナー弁護士(現任) シナネンホールディングス株式会社社外取締役(監 査等委員)(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 前田建設工業株式会社社外監査役(現任)	0株
4	※ 青 木 寧 (1955年4月16日) 社外取締役候補者	2000年2月2004年3月2006年6月2011年3月2014年3月	花王石鹸株式会社(現花王株式会社)入社 同社人事部門組織・企画グループ部長 同社人事開発部門統括 同社執行役員 株式会社カネボウ化粧品取締役常務執行役員人事総 務部門統括 花王株式会社人材開発部門統括兼株式会社カネボウ 化粧品代表取締役 取締役会議長 花王株式会社常務執行役員	0株

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
 - 3. 各社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
 - (1) 弓削道雄氏は、国際・国内金融営業部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有して おります。2012年6月から当社の社外取締役として、積極的に意見・提言等を行っており、当社の経 営ガバナンスの向上に貢献しております。かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取 締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しており ます。
 - (2) 桃崎有治氏は、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有しております。同氏は過去に業務執行をする取締役の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、かかる実績を踏まえ、引き続き当社の監査等委員である取締役として、経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
 - (3) 篠連氏は、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏 は過去に業務執行をする取締役の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、法的側面からの 視点で当社の経営ガバナンスの向上に貢献し得る人物と評価しております。かかる点を踏まえ、当社 の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待でき るものと判断しております。
 - (4) 青木寧氏は、人事・総務・企画部門等での業務経験を経て、経営的立場での豊富な経験を有しております。かかる実績を踏まえ、当社の監査等委員である取締役として、同氏の経験等を経営の監査等に活用していただくことが期待できるものと判断しております。
 - 4. 弓削道雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 - 5. 桃崎有治氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- 6. 篠連氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時を もって2年となります。
- 7. 当社は、弓削道雄氏、桃崎有治氏、篠連氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項 の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令 が定める最低責任限度額としております。3氏の再任が承認された場合は、3氏との当該契約を継続す る予定であります。また、青木寧氏の選任が承認された場合は同内容の責任限定契約を締結する予定で あります。
- 8. 当社は、弓削道雄氏、桃崎有治氏、篠連氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。 3氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、青木寧氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案

取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。) に対する利益連動金銭報酬制度の改 定の件

当社は、報酬基準の透明性を高め連結業績に連動した報酬制度とすることにより継続的な業績向上及び企業価値向上へのインセンティブを高め、株主の皆様を重視した経営を一層推進することを目的として取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対する親会社株主に帰属する当期純利益を基準とした利益連動金銭報酬制度を導入しております。

今般、上記目的を維持しつつ、現状の対象取締役の人員構成を考慮し、各対象取締役の貢献度をより適切に報酬に反映させるため、利益連動金銭報酬制度の改定をいたしたいと存じます。

現在の制度といたしましては、利益連動金銭報酬を計上した後の親会社株主に帰属する当期純利益が8億円以上となった場合に、利益連動金銭報酬を支給いたします。支給総額につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた配分率を定め、算出された支給総額を各対象取締役の役位別係数に応じて配分します。支給総額は51百万円を限度としております。

改定後の制度といたしましては、利益連動金銭報酬を計上した後の親会社株主に帰属する当期 純利益が10億円以上となった場合に支給します。各対象取締役への個別支給額につきましては、 まずは親会社株主に帰属する当期純利益にあらかじめ定められた支給率を乗じ、代表取締役社長 への個別支給額を算出します。次にそれ以外の各対象取締役について代表取締役社長への個別支 給額に、あらかじめ定められた役位別係数を乗じて算出するものとします。利益連動金銭報酬の 支給総額は100百万円を上限とします。なお、対象取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取 締役の使用人分給与は含まないことといたしたく存じます。

また、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額は、2018年6月28日開催の第130回定時株主総会において、年額320百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬額に変更はございません。

第4号議案

取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2018年6月28日開催の第130回定時株主総会において、年額320百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)とご承認いただいた報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権 (以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金 額として、年額50百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)といた します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定 することといたします。

なお、2016年6月29日開催の第128回定時株主総会においてご承認いただきました当社の取締役 (監査等委員であるものを除きます。) に対する信託を用いた業績連動型株式報酬制度について は、本議案が承認可決されることを条件として、今後は廃止することといたします。

現在の取締役(監査等委員であるものを除く。)は7名でありますが、第1号議案「取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所に おける当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の 終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲にお いて、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっ ては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契 約」という。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、当社の取締役会が予め定める地位を 退任する時点の直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割 当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定そ の他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間 (以下「役務提供期間」という。)中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記 (2) の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由以外の理由により上記 (1) に定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

株主メモ

事 **業 年 度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで

定 時 株 主 総 会 毎年6月下旬

基 準 日 定時株主総会・期末配当 毎年3月31日

中間配当 毎年9月30日

その他必要あるときは、あらかじめ公告して基準日

を定めます。

株主名簿管理人及び 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

特 別 口 座 の 管 理 機 関 三井住友信託銀行株式会社

郵 便 物 送 付 先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社

証券代行部

(電話照会先) 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

ー 単 元 の 株 式 の 数 100株

ホームページアドレス http://www.tak.co.jp/

●住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関 である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

●未払配当金の支払について

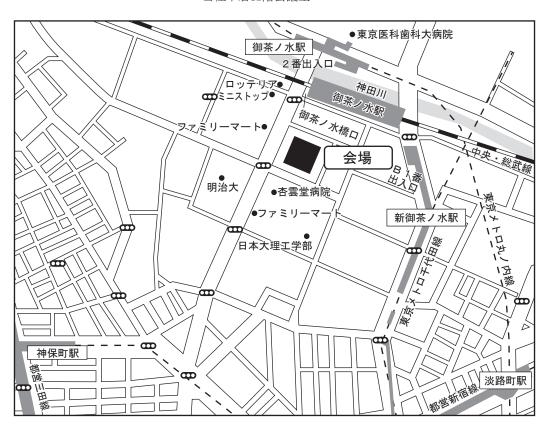
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

メ	モ

メ	モ

〈株主総会会場ご案内図〉

会場 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地 御茶ノ水杏雲ビル 当社本店12階会議室



◎交通機関のご案内

IR中央線(快速)、中央・総武線(各駅停車)

JK中央線()	で迷り、中央・総氏様(名	7岁(学里)			
		御茶ノ水駅	御茶ノ水橋口より	徒歩	2分
地下鉄					
東京メトロ	丸ノ内線	御茶ノ水駅	2番出入口より	徒歩	3分
東京メトロ	千代田線	新御茶ノ水駅	B1番出入口より	徒歩	2分